

岸和田市農業委員会
第30回（令和7年12月）総会議事録

- 1 日 時 令和7年12月5日（金） 午後1時30分～午後2時15分
- 2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4
- 3 議案（その1）
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条による転用制限の例外に係る協議について
 - 議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 4 議案（その2）
 - 報告第1号 専決処分の報告について
 - （専決処分第1号）農地法第18条第6項による解約通知確認について
 - （専決処分第2号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
 - （専決処分第3号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
 - （専決処分第4号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 5 出席委員 12名（定数14名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
〃	3 番	楠本 忠雄	〃	4 番	米本 巧
〃	5 番	大嶋 浩一	〃	6 番	原 世志之
〃	7 番	南 加代子	〃	8 番	塚本 敏雄
〃	9 番	久禮 広一郎	〃	10 番	谷藤 栄一
〃	11 番	坂田 正行	〃	12 番	今本 一成
〃	13 番	西村 孝昭	〃	14 番	東 昭夫
- 出席推進委員 12名（定数12名）

推進委員	1番	小山 藤夫	推進委員	2番	松林 茂
〃	3番	永野 六博	〃	4番	黒川 晴之
〃	5番	藪 清仁	〃	6番	川阪 清秋
〃	7番	深井 正清	〃	8番	植田 善三
〃	9番	植田 功	〃	10番	上野 仁
〃	11番	田中 唯夫	〃	12番	田川 隆司

7 欠席委員

楠本 忠雄委員、南 加代子委員

8 出席事務局職員

和田参事、岡担当

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第 30 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

 農業委員 14 名の内 12 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

 したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

 2 番 藤原委員、4 番 米本委員 にお願い申し上げます。

 それでは、議案の審議に入ります。

 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたします。

 議案書（その 1）1 ページをお願いいたします。本件は、一覧表のとおり農地法第 3 条の規定による農地の所有権移転が 1 件でございます。

 事前に行われた（有真香）地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがいまして、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。

 以上でございます。

議長 説明が終わりました。

 只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 1 号 1 番の農地について、有真香地区協議会から審査の結果を報告願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 12 月 4 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 (有真香) 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による転用制限の例外に係る協議について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明致します。

議案書(その1)の2ページ・3ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による転用制限の例外に係る協議についてが1件でございます。

転用内容は電気事業者が老朽化した送電用の鉄塔2基の除去と、鉄塔2基を新設するものでございます。

事前のボーリング調査については、令和6年10月の第16回総会において、一時転用許可により実施したもので、今回の工事に関しましては、農地法第5条第1項第7号及び同法施行規則第53条第12号に規定されている「電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため」に該当し、農地転用許可不要の案件に当てはまり、農業上の土地利用との調整をはかるための事前の協議となります。

議案第2号1番、2番につきましては、老朽化した鉄塔を除去するとともに、新たに2基設置し、所有権移転するもので、申請者からは、本協議後、地積構成・境界確定・分筆を行った上での所有権移転を行うとの報告をうけております。

引き続き、資源エネルギー庁・電力ガス事業部・電気基盤整備課長の取扱い通知に基づき農業委員会に報告する様、指導を行っております。

また、3番から11番については、その工事用地として、令和8年4月1日から令和9年7月31日までの期間、一時転用するものです。

この件につきまして現地調査及び内容を慎重に審査した結果、付近の農地に支障ないものと思われ、異議ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第2号1番から11番について、山直上地区協議会から審査の結果を報告願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第2号1番から11番に対する審査の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる12月2日、いずみの農協山直上支店において慎重に審査した結果、付近の農地に支障がないものと認め、異議ないものとして回答するものと決しました。以上でございます。

議長 山直上地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第2号は、支障がないものと認め、異議ないものとして回答するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、異議ないものとして回答するものと決しました。

次に、議案第3号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書（その1）4ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続の税納税猶予を受けるための適格者証明が、一覧表のとおり1件でございます。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第3号1番について、八木・城北・春木地区協議会から審査の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長　それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第5号1番に対する審査の結果を報告いたします。

議　長　本件に関しまして、さる12月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議　長　地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委　員　なし

議　長　質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委　員　意義なし

議　長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします

事務局　議案第4号についてご説明致します。

議案書（その1）5ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、5ページの一覧表のとおり4件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。以上でございます。

議　長　説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委　員　なし

議　長　質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告、願います。まず、議案第4号1番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審査の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会会長
それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第4号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

協議会会長
本件に関しまして、さる12月2日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長
続いて、議案第4号2番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審査の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会会長
それでは、有真香地区協議会における議案第4号2番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

協議会会長
本件に関しまして、さる12月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長
続いて、議案第4号3番・4番の農地について、山直下地区協議会から審査の結果を報告、願います。

山直下地区協議会会長
それでは、山直下地区協議会における議案第4号3番・4番の農地について、審査の結果を報告いたします。

協議会会長
本件に関しまして、さる12月3日、いずみの農協山直下支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長
各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員
なし

議長
質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第4号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員
異議なし

議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。
報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。
報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局

議案書（その2）報告第1号についてご説明致します。

議案書（その2）1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和7年10月21日から令和7年11月20日までの受理分についての報告となります。

2ページをお願い致します。専決処分第1号「農地法第18条第6項による解約通知確認について」ですが、2ページの一覧表のとおり1件でございます。これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したものでございます。

3ページをお願い致します。専決処分第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、4ページの一覧表のとおり、令和7年11月1日から11月10日までに届出がなされ、11月17日に専決処分を行なった内容が3件、令和7年11月11日から11月20日までに届出がなされ、11月25日に専決処分を行なった内容が2件でございます。

6ページをお願いします。専決処分第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、7ページ・8ページの一覧表のとおり、令和7年10月21日から10月31日までに届出がなされ、11月5日に専決処分を行なった所有権移転が5件、令和7年11月1日から11月10日までに届出がなされ、11月17日に専決処分を行なった所有権移転が1件、令和7年11月11日から11月20日までに届出がなされ、11月25日に専決処分を行なった所有権移転が3件でございます。

次に11ページをお願いします。専決処分第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、一覧表のとおり2件で、1番の理由は死亡のため、2番の理由は故障のためであり、1番は令和7年11月12日に2番は令和7年11月20日に専決処分をおこなったものがございます。

以上、専決処分報告第1号から第4号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。
委員 なし
議長 質疑、ご意見がないようですので、議案書（その2）専決処分の報告を終わ
ります。
議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、
誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。
委員 なし
議長 特段ないようですので、これで第30回総会の議事を終了いたします。

令和7年12月5日

議 長 谷 口 敏 信
委 員 藤 原 一 郎
委 員 米 本 巧